

中小企業人材育成・資格取得研修費補助金のご案内

この制度は、区内産業の振興を図るため、企業及び産業団体が従業員の職業技術・企業経営向上に資する研修事業を行う場合に、研修費用の一部を補助するものです。

利用対象 と 補助金額	<p>下記の企業、団体が対象となります。</p> <p>【区内に主たる事業所を有する企業】（個人事業主含む）</p> <ul style="list-style-type: none">● 補助金額は1研修あたり、研修等参加経費の2分の1（上限5万円、同一企業に対する補助は年度5回まで） <p>※ 令和5年度から1人あたりの参加経費が1万5千円以下の研修も助成対象としています。</p> <p>【区内企業が組織している産業団体】</p> <ul style="list-style-type: none">● 次の条件をすべて満たしていることが必要となります。<ul style="list-style-type: none">・ 4社以上の企業で構成され、2分の1以上が中小企業であること。・ 構成する企業の2分の1以上が区内に事業所を有する中小企業であること。・ 会員組織を有し、独自の会則が明文化され会費を徴していること。● 補助金額は1研修あたり、団体が負担した自ら催す研修、講座等に係る経費又は外部研修等への会員参加経費の2分の1（上限5万円、同一団体に対する補助は年度4回まで） <p>※ 企業、産業団体ともに100円未満の端数は切り捨てます。（補助金額は百円単位となります。） また、予算に達し次第終了となります。</p>
研修事業 とは？	<p>従業員等の職務に密接に関連し、人材育成や資格取得につながる高度な技術・技能・知識及び経営などを学ぶことができる研修および講習です。 例）アーク溶接特別教育講習、ガス溶接技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛技能講習 など</p> <p>※ ご不明な場合は事前にお問い合わせください。</p> <p>次に掲げるものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none">① 年度を越える研修② 通信講座、オンライン講座その他の通所講座でないもの <p>※ 同時かつ双方向のオンライン講座は研修の対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none">③ パソコン講座（ワード、エクセル、パワーポイント、アクセス等の一般的なアプリケーション及びパソコンの使い方及び基礎知識に関する講座を含む）④ ビジネスマナー等の一般教養講座⑤ 足立区が実施する研修等
申請 手続きの流れ	裏面参照 * 申請は、郵送または窓口までお待ちください。

問い合わせ・申請先 足立区役所 企業経営支援課 就労・雇用支援係

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 南館4階

TEL 03-3880-5469(直通) FAX 03-3880-5605

E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

申請書類はこちらからダウンロードできます。

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/kensyuu.html>

jp/chusho/kensyuu.html



～申請・手続きの流れ～

※研修開始日の7日前までに、申請書類一式を郵送（必着）または窓口までお持ちください。

申請者

① 申請書・添付資料の提出（郵送可・7日前までに必着）

- 中小企業人材育成・資格取得研修費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 研修案内・実施要領（研修内容・日時・場所・費用等が明記されているチラシなど）
- 雇用保険率が確認できるもの（雇用保険に加入している中小企業のみ）
- 事業内容が確認できるもの（雇用保険に加入していない中小企業のみ）
- 直近年度の確定申告書の控えの写し（個人事業主のみ）
- 産業団体会則（産業団体のみ）
- 経費詳細一覧、経費の根拠資料（見積書や請求書等の写し）（※産業団体が自ら研修を催す場合のみ）

区役所

② 申請受付・内容審査・補助金交付決定通知書の送付

- 申請受付後、内容の審査を行います。不明な点は区役所から電話等で連絡する場合があります。
- 審査の結果、補助金交付決定をした方には、「中小企業人材育成・資格取得研修費補助金交付決定通知書」（別記様式第2号）を郵送します。
（交付できない方へは「中小企業人材育成・資格取得研修費補助金申請却下通知書」（別記様式第3号）を郵送します。）

申請者

③ 研修事業終了後1ヶ月以内に「実績報告書」等、提出（郵送可）

- 中小企業人材育成・資格取得研修費補助金実績報告書（別記様式第9号）
- 受講料納付書または領収書の写し
- 修了証書または資格取得を確認できる書類等の写し（※産業団体自らが研修を催した場合は除く）

区役所

④ 交付額確定通知の発送

- 実績報告をもとに交付金額を確定します。確定後、「中小企業人材育成・資格取得研修費補助金交付額確定通知書」（別記様式第10号）をお送りします。

申請者

⑤ 交付金額確定後、「請求書兼口座振替依頼書」提出（郵送可）

- 請求書兼口座振替依頼書（別記様式第11号）
※手続き③・⑤は同時でも構いません。

申請者

⑥ 補助金の振込

区役所

- 請求書提出後、およそ1ヶ月で、指定された口座に補助金が支払われます。

※交付決定後、研修受講をやめた場合や受講人数が減った場合、研修の受講日程を変更したい場合はご連絡をお願いいたします。